〔4〕　基本料金及び特別の措置における割引

一．割引を適用する自動車及び割引率等

⑴　上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

㈡　割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、１回の通行につき１台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、平成28年４月１日から平成33年３月31日までの間は下表Ａの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Ｂの区分に応じた割引後の額を適用する。

表Ａ

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1277.6345円	1888.8756円	2405.2690円

表Ｂ

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1414.6368円	1888.8756円	3048.1260円

⑵　障害者割引については、次のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

①　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

②　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード〔会社との契約に基づきＥＴＣカード（建設省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したＥＴＣシステム利用規程第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードをいう。以下同じ。〕又はＥＴＣパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

㈡　割引率

50％以下とする。

⑶　環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限るものとする。

㈡　割引率等

20％とする。ただし、下表Ａに定める利用区間を通行する場合においては、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の額を適用し、下表Ｂに定める利用区間を通行する場合においては、同表の割引率を適用する。

表Ａ

利用区間	割引後の額
首都高速道路の路線名中、⑵4、⑵5、⑶1から⑶4の路線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から同地区における各出入口等まで。	907.40円

表Ｂ

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	15％
神奈川地区における各出入口等から首都高速道路の路線名中、⑴から⑵3、⑵6から⑶0の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	10％

㈢　中型車の特例

記㈠及び記㈡にかかわらず、ＥＴＣ車のうち中型車が上表Ａに定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回ることとなる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。